

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県条例第22号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

**第1条** 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年静岡県条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定居宅サービスの事業の一般原則) <b>第2条</b> (略) 2 (略)	(指定居宅サービスの事業の一般原則) <b>第2条</b> (略) 2 (略) <u>3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

**第2条** 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年静岡県条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定介護予防サービスの事業の一般原則) <b>第2条</b> (略) 2 (略)	(指定介護予防サービスの事業の一般原則) <b>第2条</b> (略) 2 (略) <u>3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ</u>

	<p>ならない。</p> <p><u>4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

**第3条** 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年静岡県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(基本方針)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(基本方針)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

**第4条** 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(基本方針)</p> <p><b>第3条</b> 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(基本方針)</p> <p><b>第3条</b> 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(5) 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関</u></p>

<p>2 前項の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p><u>連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(4) ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

**第5条** 介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例（平成25年静岡県条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（基本方針）</p> <p><b>第2条</b> 介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営に関する基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>（基本方針）</p> <p><b>第2条</b> 介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営に関する基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整</u></p>

<p>2 前項の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の施設並びに設備及び運営に関する基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p><u>備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>(5) <u>介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の施設並びに設備及び運営に関する基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>(4) <u>ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

**第6条** 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年静岡県条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(基本方針)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(基本方針)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

**第7条** 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年静岡県条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(基本方針)</p> <p><b>第3条</b> 特別養護老人ホームの基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この号において同じ。）については、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(2) ユニット型特別養護老人ホーム（ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この号において同じ。）について</p>	<p>(基本方針)</p> <p><b>第3条</b> 特別養護老人ホームの基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この号において同じ。）については、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>(2) ユニット型特別養護老人ホーム（ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この号において同じ。）について</p>

<p>は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p><u>ウ ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

**第8条** 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年静岡県条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(基本方針)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><b>附 則</b></p> <p>(軽費老人ホームA型に係る経過措置)</p> <p>2 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）附則第2条第1号に規定する軽費老人ホームA型として知事から指定されているもの（以下「軽費老人ホームA型」という。）については、第2条及び第3条の規定にかかわらず、次項から<u>附則第6項</u>までに定めるところによる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(軽費老人ホームA型に係る設備及び運営の基準)</p>	<p>(基本方針)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><b>附 則</b></p> <p>(軽費老人ホームA型に係る経過措置)</p> <p>2 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）附則第2条第1号に規定する軽費老人ホームA型として知事から指定されているもの（以下「軽費老人ホームA型」という。）については、第2条及び第3条の規定にかかわらず、次項から<u>附則第7項</u>までに定めるところによる。</p> <p>5 (略)</p> <p><u>6 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>(軽費老人ホームA型に係る設備及び運営の基準)</p>

<p>6 <u>前3項</u>に定めるもののほか、社会福祉法第65条第1項に規定する社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営の基準（軽費老人ホームA型に係るものに限る。）は、規則で定める。この場合において、当該基準は、<u>前3項</u>に規定する基本方針を踏まえたものとしなければならない。</p>	<p>7 <u>附則第3項から前項まで</u>に定めるもののほか、社会福祉法第65条第1項に規定する社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営の基準（軽費老人ホームA型に係るものに限る。）は、規則で定める。この場合において、当該基準は、<u>附則第3項から前項まで</u>に規定する基本方針を踏まえたものとしなければならない。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

**第9条** 介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例（平成30年静岡県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（基本方針）</p> <p><b>第2条</b> 介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営に関する基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これ</p>	<p>（基本方針）</p> <p><b>第2条</b> 介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営に関する基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(5) 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これ</p>

に対する支援が行われる介護医療院をいう。  
以下同じ。)の施設並びに設備及び運営に関する基本方針は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

に対する支援が行われる介護医療院をいう。  
以下同じ。)の施設並びに設備及び運営に関する基本方針は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(4) ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第2条第3項、第2条の規定による改正後の指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第2条第3項、第3条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第2条第4項、第4条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第3条第1項第4号及び第2項第3号、第5条の規定による改正後の介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例第2条第1項第4号及び第2項第3号、第6条の規定による改正後の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第2条第4項、第7条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第3条第1号オ及び第2号ウ、第8条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第2条第4項及び附則第6項並びに第9条の規定による改正後の介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例第2条第1項第4号及び第2項第3号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。